

環境審査顧問会風力部会（オンライン会議）

議事録

1. 日 時：令和3年7月2日（金） 14:00～16:32

2. 出席者

【顧問】

河野部会長、岩田顧問、川路顧問、近藤顧問、鈴木雅和顧問、中村顧問、
平口顧問、水鳥顧問、山本顧問

【経済産業省】

江藤環境審査担当補佐、野田環境審査担当補佐、須之内環境審査専門職、
萬上環境影響評価係長、工藤環境審査係 他

3. 議 題

(1) 環境影響評価準備書の審査について

①株式会社ユーラスエネルギーホールディングス（仮称）西目風力発電事業更新計画
準備書、補足説明資料、意見概要と事業者見解、秋田県知事意見、環境大臣
意見の説明

(2) 環境影響評価方法書の審査について

①S B エナジー株式会社 福井国見岳における風力発電事業（仮称）
方法書、補足説明資料、意見概要と事業者見解、福井県知事意見の説明

②株式会社エルゴジャパンエネルギー（仮称）球磨村風力発電事業
方法書、補足説明資料、意見概要と事業者見解、熊本県知事意見の説明

③日本風力エネルギー株式会社（仮称）西山風力発電事業
方法書、補足説明資料、意見概要と事業者見解、新潟県知事意見の説明

4. 議事概要

(1) 開会の辞

(2) 環境影響評価準備書の審査について

①株式会社ユーラスエネルギーホールディングス「(仮称) 西目風力発電事業の更新計
画」

準備書、補足説明資料、意見概要と事業者見解、秋田県知事意見、環境大臣
意見について、質疑応答を行った。

(3) 環境影響評価方法書の審査について

① S B エナジー株式会社「福井国見岳における風力発電事業（仮称）」

方法書、補足説明資料、意見概要と事業者見解、福井県知事意見について、質疑応答を行った。

② 株式会社エルゴジャパンエナジー「（仮称）球磨村風力発電事業」

方法書、補足説明資料、意見概要と事業者見解、熊本県知事意見について、質疑応答を行った。

③ 日本風力エネルギー株式会社「（仮称）西山風力発電事業」

方法書、補足説明資料、意見概要と事業者見解、新潟県知事意見について、質疑応答を行った。

(4) 閉会の辞

5. 質疑応答

(1) 株式会社ユーラスエナジーホールディングス「（仮称）西目風力発電事業の更新計画」

< 準備書、補足説明資料、意見概要と事業者見解、秋田県知事意見、環境大臣意見 >

○顧問 それでは、早速ですが、1件目、ユーラスエナジーホールディングスから、コンサルは日本工営ですけれども、西目風力発電事業の更新計画の準備書について御意見を頂きたいと思います。いかがでしょうか。

私の方から最初に口火として、補足説明資料の9.2、12～13ページですが、対象事業実施区域の風車の新しい更新番号が、上の方、北の方から1～8番まで風車があります。1～7番までのところについては、それぞれ既設の道路あるいはアクセス道路があるので、改変はほとんどないということだと思うのですが、8号機と既設道路との間には道路の表示がないので、これは新設になるのでしょうか。事業者の方、説明をお願いします。

○事業者 8号機につきましては、御指摘のとおり、既存のアクセス道路というものはございませんので、そういう意味では、新設する8号機のところにアクセスする道を造成させていただきまして、新しく風車を設置する予定としております。

○顧問 了解です。ほかの1～7番のところは、ほとんど改変することはないという認識でよろしいですか。

○事業者 全くゼロというわけではございませんが、基本的には、今ある道路を最大限

活用して、余計な改変は行わないような計画としております。

○顧問 了解です。先生方、いかがでしょうか。

○顧問 補足説明資料の55番、90ページです。ほかの先生も同じような質問をされていると思いますが、生態系の上位性注目種としてクマタカを選んで、その解析をされているのですけれども、結論として、生態系に影響はほとんどないということになっています。これはクマタカがほとんどここを利用していないから、当たり前といえば当たり前でしょうけれども、そういう結論になっています。その御回答としては、方法書時点ではクマタカに影響がありそうところまで対象事業実施区域だったのが、準備書段階で小さくしたためにその影響がなくなったというお話なのですからけれども、それがちょっと理解できなくて。

例えば、住民意見の事業者見解の29番で、住民の方から意見が出ています。「クマタカが心配だけれど」という話。それに対する事業者の見解としては、「南側の方ではほかの事業で工事があって、そのときももうほとんどクマタカは見られていません。だから、影響はないでしょう」というようなお答えですね。

それなら、「クマタカに対する影響はないです」という話であって、ここの生態系が云々という解析にクマタカを用いることは、いささか疑念が残るという気がしたのですが。ほかの先生も全く同じような疑問を抱かれて、ノスリの方がいいのではないかとのお話もされていますけれども、その辺、事業者の方はいかがでしょうか。

○事業者 先生に御説明頂きましたとおり、方法書当時というのは、対象事業実施区域がもう少し南側に延びておりまして、そのときは、クマタカの営巣中心域と対象事業実施区域とがかぶっている状態でした。

ですので、その方法書当時の調査の計画としましては、対象事業実施区域にクマタカの営巣中心域が重なっているということもあって、これを影響なしとは当然言えないだろうと事業者としては判断しました。

また、この方法書を作るに当たって、事前に秋田県の鳥類の御専門の有識者の方にもヒアリングをしまして、この地域で注目すべき鳥類の種というのはどのようなものになりますかというヒアリングをしたときも、この地域ではクマタカが象徴的なものとなるので、クマタカをケアした方がいいのではないかと御意見も頂きましたことから、事業者として配慮の姿勢を見させていただいた結果としては、今の計画では確かにおっしゃるとおり、クマタカの営巣中心域も結果的に対象事業実施区域から外れることにな

りましたので、そういった意味では、クマタカがなぜ選定されたのかという疑問の御意見を頂くというのは理解ができるのですが、ただ、当時は有識者の先生からもそのようなコメントを頂いていたこともありまして、当時としては事業の影響が懸念されるということがありました。

また、ノスリということも御意見として伺っておりますが、ノスリにつきましては、年間を通じて飛翔が確認されているわけではなかったもので、1年間を通じて飛翔が確認されているという点でも、事業者としてはクマタカの方がベターなのではないかと考えました。

○顧問 事情はよく分かるのですが、それでしたら、何らかの形でそれが分かるような形で書かれたい。せつかく配慮して方法書の時点よりクマタカを中心とした生態系への影響を低減するためにそういう対応をしたということなのでしょうから、それを表面に出すような何か記述があれば納得できるのにといい感じがしました。何も無いのに、ただ判で押したようにクマタカを選んで、「クマタカではどうでした、こうでした」という話になると、クマタカをただ重要な鳥類として影響評価したのとあまり変わらないじゃないかという感じがしたものですから。

○顧問 1つ気になるのは、準備書の本体を開いていないので分からないのですが、対象事業実施区域の北側1～6番くらいまでのところというのは、実際にクマタカの飛翔はあるのですか。もともと飛んでいないということになると、そもそも既設の風車があることによっても、クマタカが近寄っていないじゃないかという懸念があるわけですね。

そういう意味では、ちょっとどうかという気がします。今、事業者がおっしゃっておられたような、配慮した結果として、営巣中心域が方法書段階のエリアを縮めたことによってある程度回避できたという、そこはいいのですが、もともと上の方の細長い北側に延びるような対象事業実施区域の上をクマタカが飛んでいたのかどうかというところも情報としてちゃんと書かないと、分かりにくいですよ。いかがですか。

○事業者 まず、最初にほかの先生からコメントを頂いた経緯を詳細に書かないと、初見の方には分からないというのはごもっともだと思いますので、評価書においては、クマタカをなぜ生態系に選んで、結果としては今あまり関係ないように見えてはいますが、そこについては評価書においては詳細に経緯が分かるように記載したいと思います。

それから、先生の御意見ですけれども、まず、クマタカの飛翔図につきましては、準備書の700ページと701ページに飛翔図がありますが、確かに事業予定地は南北に長い

すけれども、北側よりも南側の方がクマタカの飛翔の密度が高い傾向にはございますが、北側に一切飛んでいないかということ、そういうこともなくて、2～4号機の辺りの西側はクマタカのトレースも確認できておりますので、全く利用していないということではないと思います。

○顧問　それも含めて、経緯と対象事業実施区域の見直しと、全体的に上の方もある程度は飛んでいたのだよということをちゃんと書かないと、もともと影響ないものを持ち上げていないのじゃないの。そういうイメージになってしまうので、書き方をやはり工夫した方がいいと思います。

○事業者　ありがとうございます。

○顧問　もう1点、よろしいでしょうか。

○顧問　はい、お願いします。

○顧問　もう1点はコウモリなのですが、ナセルの高さにバードディテクターを置いて計測されたのは非常に結構なことだと思いますし、それで非常に興味深い結果が得られているというのはすごく面白いのですが、コウモリの高度別飛翔調査の結果が、確か高度別と季節変化だけしか書いていないような気がしたのですけれども、最も重要なのは、風速別の出現頻度のようなことがよく問題になるとは思います。そういったことに関する考察がほとんどなされていなかったような気がしますけれども、いかがでしょう。

○事業者　おっしゃるとおり、風速を主として、例えば降雨量など天候に関するパラメーターとの考察につきましては、あまりうまい傾向が出ていなかったのも、言葉としては記述していないのですが、準備書の509ページには、グラフで気温や降水量、風速など、出現に関わるようなグラフは作成させていただいたのですけれども、なかなかこうだということが見えてこなかったものですから、文章としては今記載していないのですが、評価書の段階ではもう少し詳しく、例えば、その比較方法を変えてみるとか、そのあたりを検討して、何か傾向が見えてくるようであれば記載したいと思います。

○顧問　予測評価のところでは、風速以下の飛翔が何%だから影響がないとか、そういう結論の持っていく方がよくあるのですが、それがこちらの予測評価には一切記述されていなかったのも、それがちょっと気になりましたので、ぜひ解析をして評価書の方に記述してください。

○顧問　気になるのは、全体を通して、騒音・振動もそうだと思いますけれども、既設があることに對して、既設の状態でどうなのと。既設のものをリプレースするわけでは

から、既設の現況の環境が、事前のデータがあるのかないかよく分かりませんが、現況としてしっかり捉えてあれば、新設しても、更新した後でも、そのデータがそのまま使えるのではないかと思います。調査の結果にそういった観点がちょっと欠けているのかと。要するに、既設の現状については、稼働しているのだけれどもこういう状況にあると、そういうような子細があまり見かけられないような気がするのですが、いかがでしょうか。

○事業者 本準備書の中で、既設の状態がこうであって、そのビフォーアフターを比較するような視点が抜けているというのは、確かに先生がおっしゃるとおりかと思っております。

ただ、騒音に関しては、準備書の443ページには、既設の風力発電機からの寄与分なども考慮して比較できるような形で、騒音については既設の状態もパラメーターとして考慮に入れながら比較はさせていただいたのですが。

景観についても、フォトモンタージュをつくる時に既設の風車の絵姿を描いていきますので、部分的には既設の状態がこうであって、更新するとこうであるというところは、騒音や景観についてはお示ししていたのですが、全体的にと言われるとまだ不十分な点がありますので、頂いた御意見を参考にしまして、評価書の方でうまく反映していきたいと思っております。

○顧問 せっかく既設の周りを調査しているのだから、そんなに大きく変化はないだろう、あるいは、風車が大きくなるからどうなのと、そういった分かりやすい評価の仕方を、一般の方が見ても、現況、もう風車が稼働している状況で、これこれこうですと、そして、風車が新しくなってもこの程度ですと、項目によってはそういう書き方もできるのではないかと思いますので、評価書の段階でうまく検討していただければと思います。

○事業者 ありがとうございます。

○顧問 そのほか、いかがでしょうか。

○顧問 まず、既存の風車を撤去・集約して新しい風車を建てるということ自体が、事業の持続性という意味では、私は非常にいいことだと思いますし、評価したいと思っております。新しい案件でも、住民意見で、事業自体の継続性について疑問を持たれている質問が多いですから、こういう事例が増えるということは望ましいことだと思います。その意味でも、既存の風車の撤去についてあまり問題が起きないように、現地の復元とか残

材の処理とか、そういうことについてもきちんとやっていただけるといいと思います。

既存の杭の撤去とか基礎の埋め戻しについては、御質問させていただいて、御回答頂いて、ありがとうございます。附帯してお聞きしたいのは、古い既存の風車のところの沈砂池がきちんと機能していたのかどうか。それから、今の状況がどうなのか。この沈砂池を撤去する、つまり埋め戻すのか、まだ沈砂機能が活着しているのであればそのまま残すのか。この辺についてはどうお考えでしょうか。

○事業者 撤去の工事に関しましては、北海道で既に、同じくりプレース案件になりますけれども、1件、風車を撤去したという実績もございますので、そちらの方の実績も参考にして、地域の皆様に御迷惑をかけないような形で撤去工事を進めてまいりたいと思います。

御質問のありました既設風車の沈砂池ですけれども、既設風車は建設時に当然沈砂池をつくっておきまして、今回、撤去工事を行う際に、既設のときにつくった沈砂池を活用しながら、既設風車撤去時の濁水対策も、そちらの沈砂池をなるべく利用する形でやっていく予定でございます。

そして、撤去した後どうするかというところにつきましては、由利本荘市の土地を借地しているような形で事業をやらさせていただいておりますので、その土地を返す際に地権者と協議しながら、例えば、撤去した後に緑化してほしいという御要望があれば、そういったところも検討しますし、更地に戻すだけでいいということであれば、そういったことも考えますので、撤去した後の土地の絵姿というのはこれから地権者との交渉の結果ということになってくるので、今、この段階でどうしますということは明言できないのですが、そういった形で進めていくつもりでございます。

○顧問 分かりました。

○顧問 よろしいでしょうか。そのほか、水関係、騒音関係は特にございませんか。

○顧問 先ほどほかの顧問もちょっと触れられましたが、更新前と更新後という観点に関してですけれども、この準備書が令和2年10月に出ているのですが、その半年ぐらい前に、「風力発電所のリプレースに係る環境影響評価の合理化に関するガイドライン（令和2年4月6日、環境省）」というのが発表されている。もし、このガイドラインに沿った形でアセスを実施されるのであれば、騒音に係る調査・予測評価関係のところ、このガイドラインを引用されたいかがかと思います。

私が覚えている範囲では、今回は既設の風車というのは、鳥海山のずっと高い方にず

らっと並んでいるのと、海の方にもたくさん並んでいたと思いますが、そういうものが動作している状態で環境騒音を測られているということなので、それも含めた形で予測したということだろうと思います。

私の提案としては、準備書から評価書に移る時点では、先ほど申しましたガイドラインについても少し読んで頂いて、それに沿った形でデータを整理されているのであれば、その旨書いておかれるのがいいのではないかと思います。

とりあえず、1点、お願いします。

○事業者 環境省から出されたリプレースのガイドラインの存在については、事業者としても承知しておりました。ただ、本件の方法書を出させていただいたのがガイドラインの発出より前のことでしたので、調査の方法だったりというのはガイドラインよりも前にあらかじめ決めてしまったというところもありまして、新しくガイドラインが出たときに全てをやり直すというのはなかなか難しいことがあったということと、ガイドラインは今までやっていたアセスをリプレース案件であると効率化できる部分の中には書いてありまして、事業者としてもまだ方法書を出した後ということもあって、ガイドラインのとおりにある意味では省略をしていいのかどうかも、出たばかりということもあって、様子見のところもありまして、そこまで踏み込めなかったところがありました。

ただ、調査はもう終えてしまったので、調査というところは難しいかもしれません。予測評価の机上でできる計算や文書の書き方や解析方法などについては、評価書に向けて踏襲できる部分はあるかと思いますので、御意見を参考にして、ほかの先生もおっしゃっていましたが、既存がどうであって、それが将来どうなるかというところの視点は盛り込んでいきたいと思います。

○顧問 よろしく申し上げます。もう1つ、質問させていただきます。補足説明資料はほぼちゃんとできていると思いましたが。補足説明資料の26番、48ページですが、建設機械の稼働に伴う騒音の予測が、現況から高いところで10～12デシベル増加すると。一方、騒音に係る環境基準と比較するとそれ以下になっているということではあるのですが、評価書の時点で、この辺はあまり軽く見ないような書き方にしてもらいたいと思っています。

環境保全措置を講じたという前提で予測して10デシベル上がっているわけなので、ある程度エクスキューズというニュアンスをもって地元の方に十分説明をしたいという気持ちがあります。50デシベルぐらいになるのですが、東京で50デシベルだとし

ようがないぐらい静かに感じるのですけれども、鳥海山の麓の辺りはとても静かで、30何デシベルとか40何デシベルと、非常に静音な土地になります。

そうすると、東京では50デシベルで静かだったかもしれませんが、そういうところに行くと、10デシベル、15デシベル高いと、それはかなりしっかり知覚されて耳障りになるということで、問題になることもあるかもしれない。そういうことを十分事業者としては認識の上、評価書で、評価のところですけども、上から目線ではなくて、もう少し地元の人の立場に立った考え方で記述してもらいたいと思います。

○事業者 おっしゃるとおり、この地域は準備書の426ページに建設機械の騒音の予測結果を示してしまっていて、10デシベルぐらい増加する地点もあるということを事実として記載させていただいております。環境基準も、こちらの地域は類型指定されていないのですが、仮に当てはめた場合の参考値として示しているものに対してどうかという評価をしておるところではあります。

ただ、増加分としては10デシベルぐらいあるということで、そちらについては、参考とする環境基準値を下回るから全てよしということではなくて、当然、工事の際には事前の説明をさせていただいて、多少なり音が出るというところにつきましては、事前の周知を徹底させていただくとともに、こちらはリプレース案件ではございますので、既設の風車を建てる際にも事前の説明は住民の皆様には十分させていただいたところがございますので、今回もそのようにさせていただいて、住民の方が不安にならないような工事計画としたいと考えております。

○顧問 「環境影響評価」の「影響」というのは「インパクト」ということなので、現状に比べて環境に対してどれだけ強いインパクトがあるかと、そのことを考えないといけないので、繰り返しになりますけれども、基準を満足するのはもちろん重要なことではあります。インパクトとして大きな影響を与えるようであれば、それは事業者としては十分エクスキューズしてもらいたいと思います。御説明のとおりうまくやっていたらと思っております。

○顧問 水関係の先生方、御意見はございますか。

○顧問 私からは、コメントというか感想です。私からの質問として補足説明資料で、撤去工事の際の排水対策、道路整備工事に係る排水対策、それから、沈砂池容量の設計の考え方についてお聞きしています。

ほかの風力地点でも多かれ少なかれそういうところはあるのですが、本件については

準備書段階での詰めが不十分ではないか、という気がします。本来なら、これら質問した点は準備書段階でしっかり記述しておいてほしかったと思います。

事業者からの御回答については、評価書において具体的に記載していただくということで了解します。ただ、例えば、先ほど言いました撤去工事、道路整備工事に伴う濁水対策であるとか、沈砂池容量についても、これから詳細設計でそれぞれの知見について検討しますということが書かれていて、結局、濁りの影響評価結果というのは、評価書において全面的に見直す、あるいは追加することになってしまうわけです。

ですから、事業者もいろいろな地点でたくさんの風力発電所を運営されていて、これからは建設される予定があると思われるので、是非とも今後の地点においては、準備書段階でももう少し具体的に詰めた計画を基に環境影響評価をしていただきたいと思います。

○事業者 先生おっしゃるように、準備書の設計というのは、評価書の段階で行う詳細設計というものに比べると、ややコンサバの部分があるといえますか、そこは御指摘のとおりかと思しますので、事業者としましても、今後、ほかの案件を進めていく際には、基本設計の段階でももう少し熟度を上げられるように努力していきたいと思えます。

○顧問 了解しました。

○顧問 そのほか、いかがですか。

○顧問 私からも濁りのほうで10項目ぐらい質問させていただいて、回答をありがとうございました。それで、3つの項目についてコメントをしたいと思えます。

最初に、補足説明資料の62ページ、37番、流出係数について少し補足の資料を提出していただきました。提出していただいた資料は、本文の中では「面積比を用いた」とありながら、その値が全くフォローされていないというところで、提出していただいたものに少し誤記があったので、そこを修正していただきました。これはそれで結構なのですが、後から結果を見たときにトレースができるように、最低限の情報は準備書なり評価書なりには書いておいてほしいと思えますので、トレースができる資料は提示をしていただきたいというお願いを改めてしたいと思えます。

もう1つは、70ページの44番の質問のところですが、この44番の質問のところでは、評価に用いるSS濃度をどのように設定するかということですが、それについて単純平均でやられていたようだったので、ちょっとまずいじゃないでしょうかというお話をさせていただいて、結果としては、3回の観測値のうちの最大値を用いて再計算をしていただ

いたということで、これは結構かと思っております。濃度の平均を用いてやる方法も当然あるわけで、最大値を用いたということも含めて、導出した過程はしっかり書いておいていただきたいというお願いをいたしました。

それから、最後の72ページ、45番の質問ですが、ここにおいても、降水時に造成をしたことによる濁りのインパクトがどれだけあるかということの評価していただいているのですけれども、この中で、事業者も念頭にあると思いますが、降水時のSS濃度というバックグラウンドが分からないということがあるので、そこは降雨観測時の値を流用しておられると思うのですけれども、そこもある意味では仮定なので、そういう仮定については、評価書あるいは準備書も含めて、評価のときには書いておいていただきたいと思います。今回の場合は、差分だけの評価し、絶対値で評価しておられるわけではないので、そういう方法はあるかと私は思っております。

以上、コメントとお願いを兼ねて、3点ほど御指摘させていただきました。

○事業者 準備書の記載の中で、具体的な手法でトレースできるような形になっていないというところは、おっしゃるとおりかと思っておりますので、評価書においては、各手順は、例えばフロー図のような形で示す等、検討させていただきまして、何をやっているのか、どの段階でどういうパラメーターを代入しているのかとか、その辺が分かるような形でさせていただければと思っております。

○顧問 よろしくお願ひします。

○顧問 大気関係はいかがですか。

○顧問 補足説明資料の57番、92ページのところで、確認ですけれども、これは人触れのところで、準備書の778ページにありまして、東北自然歩道の道が対象事業実施区域の中に入っているのですが、そこに対して、778ページのルートを図を見ますと、未管理の未舗装区間と書いてあるのですけれども、準備書の説明では、このところは事業者の「現在も西目ウインドファームの管理用道路でもあり」という記載があるのですが、管理用道路であれば、未管理ではないのではないのかと思ったのですけれども、その辺はどのようになっているのでしょうか。

○事業者 図の縮尺が遠いので分かりにくかったかもしれませんが、準備書の778ページにおいて、うちの管理用道路としてダブっているところは、対象事業実施区域内の紫の線の右側に緑の線があるかと思うのですけれども、この右側が舗装区間ということで凡例を示してまして、ここはうちの道路とかぶっている部分でございます。

一方で、その左上の紫の部分というのは、777ページの写真でも未管理の舗装区間ということで、植物が繁茂しているような写真があるかと思いますが、ここはうちの管理用道路として使っているところではなくて、自然遊歩道ではあるとは思いますが、市や実際の管理が行き届いていなくて、藪化しているというところで、事業者が風車の点検を行うときに使っている道と重なっているのは未舗装区間のところではなくて、その下の緑色の舗装区間になります。

○顧問　　そうですか。既設の発電機の大分そばを通っているようですけれども、そこは管理用道路ではないということですね。

○事業者　　はい。

○顧問　　分かりました。

○顧問　　ほかはよろしいですか。

○顧問　　今さらですけれども、最近、濁水に関しては、河川に到達するかどうかというのをまず見ておられる事業者が多いのですが、今回、沈砂池からの濁水が河川に到達するかどうかを検討されなかったというのは、何か理由がございましたでしょうか。

○事業者　　当然、沈砂池から出た濁水が周辺の河川に流入するかどうかという、例えば沈砂池の出口から河川までの斜距離とか、そういったところを参考にして既存の算出式がありますので、そういったところの事前検討はしたのですが、地点によっては、もしかしたら届くかもしれないし、届かないかもしれないという、ぎりぎりのラインのところもありましたので、そういった結果であれば、下手に「届かない」と決めつけてやるよりは、届く可能性があるということであれば、届くという前提でやった方が安全側の予測になると考えまして、全地点においてそのような予測をさせていただきました。

○顧問　　ただ、評価書では、もし可能であれば、そのこともつけ加えられるとより安心かなという気もいたします。

○事業者　　そのようにさせていただきます。

○顧問　　そのほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、一通り御意見が出たということで、閉めさせていただいてよろしいでしょうか。では、ここで閉めさせていただきます。

○経済産業省　　ありがとうございます。それでは、これをもちまして、(仮称)西目風力発電事業更新計画の準備書の審議を終わらせていただきたいと思います。

(2) S B エナジー株式会社「福井国見岳における風力発電事業（仮称）」

＜方法書、補足説明資料、意見概要と事業者見解、福井県知事意見＞

○顧問　それでは、本日の2件目、S B エナジー株式会社、コンサルはいであります。福井国見岳における風力発電事業の環境影響評価方法書について議論を始めたいと思います。

それでは、私の方から。補足説明資料1番目で、系統連系協議の状況というのはどのようなになっていますでしょうか。

○事業者（S B エナジー）　系統連系につきましては、既に接続案内を頂いておりまして、系統の契約も済んでいる状況でございます。

○顧問　じゃあ、進められますね。

○事業者（S B エナジー）　はい。

○顧問　1つ確認したいのは、県の意見でもありますけれども、事業地が国見岳風力と国見風力と重なっていますよね。ここの取扱いはどのようになるのですか。

○事業者（S B エナジー）　従前、当方も日本風力エネルギーの事業とエリアが重複していたということを当方として認識したのが今年の春から夏にかけてでして、それを受けまして、当方としては、今後、両事業が成立するよということ、配慮書から方法書に移る中で南側のエリアを追加して、事業の可能性を広げるという意味で、方法書の事業エリアを拡張したという経緯がございます。

その中で、質問にもございましたけれども、先日、当方からお示ししました拡張した南側エリアに風車が配置されていないのはどういうことかという御指摘がございましたが、こちらにつきましては、今、風車のレイアウトについては検討中でありまして、南側エリアについて配置が確定していないことから、当初案の風車配置と記載させていただいておりますが、そういった流れでございますので、今、南側エリアを拡大はしましたけれども、まだ風車のレイアウトが確定していないと。一方で、日本風力の事業との共存に向けた協議は引き続き行っているという状況でございます。

○顧問　確認ですが、重なっている方の風車の一部が南側に来る可能性がある、という意味合いですか。

○事業者（S B エナジー）　共存していく中でそのようなことが一つのオプションということで、当方としては南側のエリアも拡張したということでございます。

○顧問　それともう1点は、系統連系というのはそれぞれが確保できているという意味

合いですか。

- 事業者（S B エナジー） すみません、日本風力の方の系統連系の確保というのは、当方では分らないです。
- 顧問 事業者として見たときに、両方を併設するというか、風車が入れ子になったような状態で事業が展開されるということも想定されるのですか。
- 事業者（S B エナジー） 可能性はゼロではないとは思いますが、当方のアイデアとしては、今、そのようなことは考えていないということです。
- 顧問 これはもうちょっと時間がたってみないと分らないですね。
- 事業者（S B エナジー） そういうことでございます。現在、協議中でございます。
- 顧問 それから、全体的に計画熟度が低いと、造成関係の先生からも御指摘が出ていますが、図面だとよく分からなかったのですけれども、拡大図では、北から南までの風車があるところというのはほとんど道路があると。既設の道路があつて、そこから連絡道路をアクセスの短いところだけ造ればいいと、全体的にはそういうイメージですか。
- 事業者（S B エナジー） 当方が当初計画していたものとしては、既設の幹線林道から道路脇に当たるところに風車を設置するということを検討しておりました。恐らくですけれども、日本風力もそのように考えられているのではないかと想定しています。
- 顧問 南側の出っ張ったところに道は基本的にはあるという前提ですか。
- 事業者（S B エナジー） 南側につきましては、その下の図で回答させていただきましたが、補足説明資料の4ページです。青で示したところの右端までは福井市が管理している二枚田幹線林道ということで、そこから青色と水色のラインに既設の道路がございます。今、確認中ではございますけれども、こちらについて道路の拡幅の要否の確認であるとか、水色で示したところは、もし風車を設置していくということであれば、今後、改変を加えていかなければいけないと認識しているところです。
- 一方で、青色、水色の脇から出ている破線と実線のオレンジのラインにつきましては、完全に道路の新設が必要と考えております。どこまで延ばすかというのは、風車のレイアウト次第にはなりますけれども、可能性としては、青とオレンジで示したところが今後道路になっていくのではないかと想定しているラインでございます。
- 顧問 分かりました。造成関係の先生、御意見を頂けますか。
- 顧問 意見というのは、補足説明資料の35ページの5.5の表全般についての意見に尽きるのですが、計画熟度が低いことによって、全て環境影響評価の方法としてこれが妥

当かどうか、が評価できないということです。

環境影響が低減するような検討をするために、ばたばたするのは我慢できるのですが、事業者の計画熟度が低くて、それによって計画内容がばたばたするのになぜ付き合わなければいけないのかというのが非常に疑問で、この文章は最近、コピー&ペーストで幾つもの事業者に同じ答えを返しているのですが、経産省も含めて、方法書を提出するタイミングについてもきちんとチェックしていただきたいというのが本音です。

ですから、これ以上申し上げることはないのですが、準備書で、私も含めて、遡るような意見が出ないとは限らないです。そういう意味で、非常に手戻りが生じる可能性もあるので、その辺も覚悟して進めていっていただきたいと思います。

○顧問 今先生の御指摘にもありましたが、方法書の段階である程度改変区域とか、ある程度のことが記載されていないと、準備書になってからでないといけないという話になると、出戻り的な意見が出て、今度は準備書から評価書に行く段階でまたてこずることになりますので、これは事業者サイドではある程度覚悟していただかなければいけないということです。できるだけ方法書の段階で出せる情報は出していただいて、よりよい方法で準備書に向かって調査をしていくというスタンスがとれるように、ほかの案件でもよく考えていただきたいと思います。

そのほか、先生方、いかがでしょうか。私から質問ですけれども、事前の質問では出していなかったのですが、生態系の典型性のところで、フロー図が349ページにありますけれども、採食ギルド区分で「一般鳥類調査を鳥類群集に対する影響を見る、生息密度の把握」ということが書いてありますが、ギルド区分だけでいいですかね。

コンサルにお聞きした方がいいのかもしれませんが、風車ができる前の状況は調査をすればそれぞれの項目についてのデータが出てくるのですが、予測評価をするときに、風車ができたときに何を基準に、影響が大きいとか小さいとかをどう判断するのか、何を基準に判断するのか、具体的な参考事例やデータはあるのですか。ここはどうするのか、説明が必要だと思います。

○事業者（いであ） 生態系の典型性、鳥類群集でございますが、この先行事例等はまだまだ出てきていないと思うのですが、まずは、現時点で風車が建つ前のデータを取って、森林性の鳥類、草地性の鳥類、また、ここでお示ししている採食ギルド区分の鳥類の構成比、どういう鳥類で構成されているか、それらを把握しまして、それぞれの採食ギルド区分の構成比が、風車が建った後でどのように変化するのかを見て評

価したいと考えております。

○顧問　それはどういうデータに基づくわけですか。将来のデータというのではないわけですね。あるいは、事例があればいいですけども。

○事業者（いであ）　将来のデータは、現時点では事後調査を想定しております。準備書、評価書における予測の時点では、風車によって地形が一部改変されるので、それによってどのように変化するかを、まずは定性的に予測評価をしてみたいと考えております。

○顧問　よく言われるのは、風車ができることによって、その周辺の空間を利用できなくなる、あるいは、利用頻度が低くなるということを具体的にデータとして取っていないと、予測評価はできないと思います。

生息密度も同じですよ。現況は調査すればデータは出ますよね。でも、風車ができただけによってどの程度の影響が出るのかというのは、データがないと分かりませんよね。今までも、ほとんどの事業者がそういうデータを出していないです。だから、この辺をどう予測評価につなげていくか、フロー図として考えたときにどうするのかというのは、ちょっと抜けているじゃないのか。

それから、餌種みたいなものについての情報が何もないですよ。その辺をどのように将来的に持っていくかは、今の状況では出せない。現況は確認できますよ、でも、予測評価は分からないから、ここははっきりと準備書の段階で事後調査をしっかりやって把握しますと、そういうことを書かざるを得なくなる。この方式だと、そうなるじゃないかと思います。その辺、よく考えていただきたい。

○事業者（いであ）　ありがとうございます。また、風車が回転する対地高度についても、データの方はきちっと記録をしまして、予測評価にも活用していきたいと考えております。

○顧問　動物関係の先生、コメントはございますか。

○顧問　例えば、最初、ギルドでいえば、具体的に、アカゲラがもし出てきたとして、そのアカゲラが枯れ木で餌を捕っているとするならば、風車を建てる時にその枯れ木を1本切っちゃったから、生態系にこんな影響があるとか、そういう単純な影響評価とか、風車を建てる場所には枯れ木がないから大丈夫でしたとか、そういう感じで結論を持っていこうとされているのですか。ちょっと表現は悪いけれども。

○事業者（いであ）　実際に現地調査で取ってきたデータと、もう1つ、確認された種

の一般生態、その2つの視点から考慮して予測評価をしたいと考えております。

例えば、現地調査で、普段地上で主に採食している一般生態を持つ鳥がいたとしまして、それがたまたま現地調査で風車の回転域を飛んでいたといった場合も想定されるのですが、その際にも、現地で得られた実際のデータと、その鳥類の一般生態、その両面から予測評価したいと考えております。

○顧問　あまりよく分からない。取りあえず、準備書でどういう解析をされるかというのを見るしかないかと思っています。

○顧問　関連して、同じ図面のクマタカについては、ここもやはり狩り場とか場の解析だけで、クマタカを生態系として見たときに、生物間相互作用というようなことで見たときに、餌種の解析はしないという状況になってはいますが、それもどうかという感じがします。

○事業者（いであ）　クマタカの餌が、我々は調査をしてきて、非常に幅広い餌を食べていたり、年によっても変化したり、恐らくクマタカが生息している場所や年、時期によって、一番捕りやすいものを捕っていると認識していますので、1つ若しくは少数の種を対象として予測をするよりは、クマタカの餌が生息している環境をいろいろな面、例えば、実際に狩りが行われた場所と狩りが行われた頻度、狩りが行われた植生、そして、それらのデータを用いて解析をするクマタカの狩り場環境、そういった複数の解析を使って、クマタカを代表する生態系を解析したいと考えております。

○顧問　それはそれでいいとして、クマタカの場合には、工事が始まって稼働すると飛翔頻度が非常に下がってくるという現象がありますので、それも予測評価のフローの中には考慮しておいた方がいいと思います。

○事業者（いであ）　ありがとうございます。

○顧問　そのほか、騒音・振動、水関係、いかがでしょうか。

○顧問　私の方からは、水質調査につきまして、水質地点と時期について質問させていただきました。4.5と4.7になるかと思えます。

4.5につきましては、ほかの顧問からも類似の質問が出ていたと思いますが、調査地点について、代表性について少し疑問を出しましたがけれども、現地の踏査をしていただいて調査地点を見直していただくということで、大変結構かと思えます。

それから、もう1つの水質の調査の時期ですが、質問に書きましたけれども、このあたりは大変な豪雪地帯で、特に春先になりますと融雪の出水の特徴として、その流域に

降った雨の全部の水の量よりも非常に多くの量が水として出てしまうという特徴がありますので、もし工事が春先から始められる可能性があるのであれば、調査時期もこのタイミングで融雪出水があるという前提で調査をされておかれた方がいいと思います。

御回答でも、それをされるということではありますが、この辺りの詳しい積雪の状況というのは私もよく分かりませんし、また、その年、年によって積雪量もかなり変化をしますので、準備としては春先に融雪出水がある調査を計画しておかれて、もしできなければそれはもうしょうがないというような、フレキシブルな対応をお願いできないかと思っております。

○事業者（いであ） 今頂いた御意見のような方向で、融雪出水も含めて、そのときの状況に応じて柔軟に検討して対応していきたいと考えております。よろしく願います。

○顧問 そのほか、いかがでしょうか。

○顧問 私は、補足説明資料の1.9で、「コンクリート基地の場所はどこですか」と質問しました。それで、まだ何も決まっていないということです。工所用資材の搬出入の騒音の予測評価をするときは、大型車がどういうルートを通るのかというのが非常に重要な点であって、しかも、そのルート上に調査地点が設けられているかどうかを確認したいと思っていますところ です。

今回は、道路交通騒音と振動については4地点設けられていて、一応網羅的になっているということなので、どこにコンクリート基地があっても構わないといえ構わないのですが、それにしても、コンクリート基地から対象事業実施区域に至るまでのどういうルートの沿線について工事騒音のインパクトが大きいのかどうなのか、というのが方法書のところで読み取りたかったと思っています。

同様に伐採木のことについても聞いているのですが、いずれ伐採木は対象事業実施区域からトラックで運び出されて処理場に持っていくわけでしょうから、それもどこら辺の処理場に運び込まれて、どの程度の大型車が通るのか。その辺も知りたくて質問しました。

今のところ何も決まっていないということなので、これ以上質問してもしょうないのですが、ちょっと聞いておきたいことがあります。質問です。

方法書の312ページの地図上に調査ポイントが載っています。福井港から一般国道305号を經由してやってくるルートで、沿道3というポイントが1つあるし、左下の越前町

からやってきて、沿道4を通過して対象事業実施区域に入っていくルート。北側ルートです。一方、南側ルートとして、この地図上に書いてあるのは、一般県道183号線を通って、沿道2の前を通過して、林道を通って、対象事業実施区域に入っていくルート。それから、沿道1というところがよく分からなかったのですが、これは主要地方道3号線沿線なのか、それとも、この図でいうと林道のところに書いてあるようにも見えたので、ここを確認したいのが1つです。

それから、この林道二枚田幹線という沿道には、住宅地が存在しないのかどうか。この2点をお伺いしたいと思います。

○事業者（いであ）　　まず、沿道1の地点ですが、これは主要地方道3号という道路の沿道を示してしまっていて、地方道3号が湾曲しているところで今地点を配置しておりますので、場所としては、二枚田幹線林道上の沿道ではございません。主要地方道3号沿いの沿道になっております。

あと、二枚田幹線林道沿いに住宅があるかということについては、既存の住宅地図あるいは現地で踏査している結果としましては、二枚田幹線林道沿いでは、特に住居は確認されておりません。そのような状況でございます。

○顧問　　分かりました。そうすると、計画の熟度が高まって、コンクリート基地の位置などが定まって、交通の流れとか大型車の流れが定まった時点で、もう一度、沿道1、2、3、4が妥当な場所なのかどうかをよく検討されて、それで調査に入られたらいいかと思います。

○事業者（いであ）　　承知いたしました。

○顧問　　そのほか、よろしいですか。

○顧問　　ちょっと手戻りしてしまうのですが、先ほどの濁りのところに少し関連しまして、福井県知事意見の2.2(2)に、「降雨時の水質を適切に把握するため、調査頻度や測定回数を増やすこと」という指摘があって、それに対して、事業者の方から「検討します」という御回答をされているかと思うのですが、先ほどほかの顧問からも、融雪出水に絡んでの指摘がございましたけれども、知事意見に対して、事業者の方ではどのような考えをお持ちなのかをお聞きしたくて、質問させていただきました。

○事業者（いであ）　　出水時の水質の調査時期ですけれども、現在、方法書の方では、平水時に3季ということと、降雨時一回という計画を入れております。それに対して、県知事意見等からも、出水時の調査をもう少し何度か見た方がいいという御意見も頂い

ておりますし、先ほどの融雪出水の話もございますので、融雪出水とか当初の降雨時外という規模に関しても、もう少し複数回するようなことも踏まえて検討して対応していきたいと考えております。

○顧問 分かりました。

○顧問 よろしいですか。

○顧問 言葉遣いにこだわるわけではないのですが、補足説明資料の4.11で、「飛翔高度と対地高度」という言葉の使い方について質問をさせていただきましたが、飛翔高度が標高を示すということで、回答としては確かに違うということは分かるのですが、これは計測機器が違うということですか。目測で標高の上の飛翔高度というのは分かりませんよね。

○事業者（いであ） 調査では、対地高度と標高は、同じように基本的には目測で確認をするのですが、併せて、極力、測量機を使ってデジタルデータの収集をするようにしてまいります。

風車の予測評価では、先生の御指摘のとおり、基本的には対地高度で予測をすることとなります。対地高度は、地上からの高さになります。

○顧問 通常は、飛翔高度というのは対地高度のことを表すのではないかと思ったのですが、ここでわざわざ飛翔高度というのを対地高度と別にしてしているというのは、何か意味があったのですか。

○事業者（いであ） あまり重要な意味はございません。通常は、今まで慣例的に標高もとってきていましたので、ちょっと誤解を与えてしまうのですが、対地高度は、先生の御指摘のとおり重要で、データは対地高度を使用いたします。

○顧問 分かりました。

○顧問 そのほかはよろしいですか。

○顧問 もう1点、いいですか。先ほどほかの顧問から指摘のあった鳥類群集の生態系のフロー図ですが、現実にポイント調査などで飛翔高度の調査をやるということであれば、森林内は見られないですよ。そういうことにはなりませんか。

○事業者（いであ） 高度データが取れますのは、先生が御指摘のとおり、ポイントセンサスで確認された鳥類が対象となりまして、典型性では、そのポイントセンサスのデータのほか、任意観察とか、猛禽類調査でも確認種とか、鳥類全般のデータを使うことになるのですが、対地高度のデータというのはポイントセンサスで記録したデータを使

用することとなります。

○顧問　　じゃあ、このフロー図で採食ギルド区分から矢印が出て、例えば、繁殖場所の把握となっているのですけれども、こういうことが採食ギルド区分からできるのですか。

○事業者（いであ）　　現地で確認されたデータと、全ての情報は得られないことも想定しまして、その鳥の一般生態も十分考慮して予測には使おうと思っています。

○顧問　　このフロー図の中の言葉自体が、「採食ギルド」なのだから、基本的に「採食場所」なんですよ。だから、その辺と環境類型区分というまた別のカテゴリでやったものを合わせるということなのかもしれませんが、どういうことになるのか。その辺は準備書を見るしかないなということですね。もう少し分かりやすいフロー図の描き方にさせていただいた方がいいかという感じがしました。

○事業者（いであ）　　「採食ギルド」については、そういったグループということで、繁殖に関するデータも飛翔空間のデータも、調査項目によっては取得してまいりますので、採食だけのデータを使うといったことではないのですが、フロー図につきましては、今後、もう少し分かりやすく作成したいと思います。

○顧問　　関連しますけれども、このフロー図は一般鳥類のギルドのフロー図ですけれども、ほかの事業者の案件でも同じものが出てきますので、次回以降、分かりやすく説明できるように社内で検討しておいてください。

○事業者（いであ）　　かしこまりました。

○顧問　　よろしいでしょうか。それでは、とりあえずこれで方法書の議論は閉めさせていただきます。準備書に向けてしっかりと頑張って調査をしていただいて、いい準備書が出ることを期待しております。では、事務局にお返しします。

○経済産業省　　それでは、事業者の方は、今までの御意見を踏まえまして、準備書以降、反映させるようにしていただければと思います。

（3）株式会社エルゴジャパンエナジー「(仮称) 球磨村風力発電事業」

＜方法書、補足説明資料、意見概要と事業者見解、熊本県知事意見＞

○顧問　　本日の3件目、株式会社エルゴジャパンエナジー、コンサルは日本気象協会です。案件名は、球磨村風力発電事業の方法書についてです。

それでは、議論を始めたいと思います。

まず、口火で恐縮ですが、系統連系の質問をさせていただいたのですけれども、回答

ではまだ接続申請中のようですが、どういう状況になっていますでしょうか。

○事業者（エルゴジャパンエナジー） 昨年9月に、九州電力送配電株式会社に契約の申込書を出しております。ただし、九州電力送配電株式会社はそういう依頼が何社か重なっているということで、ちょっと時間がかかるという回答を得ておりました。

当初は、本年の2月ぐらいに連系の契約ということだったのですが、1月に系統で農村接続というものも検討しなければいけないということで、九州電力送配電から当方に対して、ファーム型接続でいくのか、ノーファーム型接続でいくのか、回答してくださいということで御依頼がございまして、当方といたしまして、ファーム型接続で返答をお願いしますということで申し込んでおりました、またゼロから最終的な補充負担金を確定するために、九州電力送配電株式会社で検討していただいているという経緯でございまして、当初、2月の段階では、6月末に御回答をいただけるということだったのですが、現在、今日時点でもその契約の御案内が来ていないという状況でございます。

○顧問 分かりました。なかなか難しいですね。

○事業者（エルゴジャパンエナジー） ですので、我々が申し込んでから、もうほぼ8か月ぐらい待っているような状態になっております。

○顧問 状況は分かりました。いかがでしょうか。対象事業実施区域、図面を出していただいておりますが、球磨村の牧場の裏手のところ、基本的にはそういったところを中心に風車を設置していくという状況のようです。先生方、いかがでしょうか。

私の方からお伺いしますが、補足説明資料の図5で、工事中仮設道路及び管理用道路の拡大図がありますが、おおむね対象事業実施区域の中で、部分的にですけれども、新設の道路があるのに対して、ほぼ既存の道路で対応が可能ということでよろしいでしょうか。あまり大がかりな改変工事はないという前提でよろしいでしょうか。

○事業者（エルゴジャパンエナジー） 今のところはそういう計画でございます。

○顧問 分かりました。先生方から、よろしいでしょうか。

○顧問 補足説明資料の20ページの27番です。草地性鳥類について質問したのですが、草地でも植生の違いがあるということで、多様な環境とお答えになってはいますが、具体的には、ここという、そちらの理解される草地というものの中で、牧草地と伐採跡地があるのでしょうか。樹林の植生環境の違いとだいぶ変わっているような気がしますが、草地の中で環境類型区分をした例をあまり見ないものですから、その辺のところをどうお考えでしょうか。

○事業者（日本気象協会） 今回の御指摘の点ですが、牧草地の中にも、今よく使われているところと、草丈の低いところと、最近はあまり使われていなくて草丈が高くなっているところ、1 mぐらいの草丈ですが、そういった環境がありますので、牧草地の中でも2つ類型区分を分けられると考えております。それを踏まえて回答をさせていただきました。

○顧問 分かりました。樹林の中でも、ホオジロとかヒバリが確認されれば記録するということですがけれども、樹林での記録というのはどのように生態系に利用されるのですか。

○事業者（日本気象協会） 樹林地も、草地性鳥類も含めて、ほかの鳥類も全てリストアップする予定ですので、環境類型区分ごとにどのような種が出てくるか、動物の項目ですがけれども、そういったところで整備していきたいと考えています。つまり、生態系のところは草地性鳥類に絞って、草地性鳥類の生態系を把握していきたいと考えています。

○顧問 分かりました。

○顧問 そのほか、いかがでしょうか。

○顧問 このところで、陸産貝類について皆さんにお伺いしております、私は専門でも何でもないので、なぜ事業者によって陸産貝類を取り上げたり取り上げなかったりしているのかという、素朴な疑問のところから発しているのですが、発電所環境影響評価の手引きから解釈すると、哺乳類とか鳥とかといったようなメジャーなものについては、動物相を見なさいということがまず言われているのですけれども、そのほかのものについても、重要種について調べると読めるのです。

例えば、地方自治体のレッドリストに出ていると、取りあえず取り上げて、それで、例えば今回のケースなどですと、恐らく調査会社から見れば、陸産貝類などは全然関係ないよといったようなところなのかもしれませんが、最初から取り上げないのではなくて、まず取り上げていただいて、例えば、資料調査・聞き取り調査の結果から、現地調査は必要ない、といったようなことを示していただくと理解しやすいのかと考えて質問させていただきました。

○事業者（日本気象協会） まず、いろいろ御回答させていただいたのですが、基本的には、御指摘頂いたとおり、調査する方針で考えています。その上で、我々はいろいろと質問させていただいたのですけれども、先生のおっしゃるとおり、レッドブックなど

に入ってくる種を当然取り上げていかないといけないというのも理解するところなのですが、そうしますと、国のレッドブックは、陸産貝類だけではなくて、植物だとキノコとかコケなども入ってきてしまうのですけれども、そういったものは今まで調査してこなかったという背景もありつつ、調査して取り上げてきたときは、先生がおっしゃったとおり、これまでの資料調査などで重要な生息・生育環境が近くにあるとか、区域内に入っているときはピックアップしてきたという背景があるのですが、今回の御指摘でいきますと、そういったものがなくても取り上げていく必要があるという御指摘かと思っ、いろいろと前提条件から立ち返って御回答させていただいたところでした。

このあたりは、我々としても、事務局も含めて、ぜひお考えをお聞かせ頂ければと思っ、ているところですので、いかがでしょうか。

○顧問　これは方法書なのですが、例えば、配慮書で資料として出されて、例えば、陸産貝類は、特殊な生息環境にいるものが多いと思うので、そういったところがないので調査の対象にしないという考え方が一つ。

それから、方法書段階で、資料調査の結果、例えば、当該の環境が対象事業実施区域内にないということで、現地調査はしないという考え方もあろうかと思っ、ます。さらに、生息可能性があったとしても、動物相の調査ではございませんから、かなり限定された調査になるのではないかと考えるのですが、いかがでしょうか。

○事業者（日本気象協会）　まず、前半でおっしゃっていただいた生息環境の話は、まさにおっしゃるとおりで、例えば、ここが石灰岩地とかですと、陸産貝類などもしっかり調査する必要が出てくると思っ、ますし、そういった整理をしていった方がいいと思っ、ます。

2点目の重要種の調査に関してですが、これは重要種だけ調査するというのもなかなか難しいですし、正直、それだけやるというのはできないと思っ、ますので、基本的には、相の調査を実施して、その中から重要種をピックアップしていくという作業になると思っ、ます。そうすると、哺乳類とか鳥類などと同じような調査をしていく必要が出てくるのではないかと想像します。

○顧問　大体、おっしゃるとおりだと思っ、ますのですけれども、実際のケースとして、そんなに陸産貝類が問題になるようなことというのはあるものなのではないかと思っ、ます。

○事業者（日本気象協会）　正直なところ、これまでのケースで陸産貝類がすごく問題だったというところはないと思っ、ています。それは恐らく事業特性上、尾根に造るとい

うのを含めて、陸産貝類の手引きではあまりない場所に開発がなされるというのも背景としてはあると思っています。

○顧問 お答えの内容で大体よろしいかと思うのですが、逆にもし何か私の方で答え足りない部分がありましたら、御指摘頂ければと思います。

○顧問 それでは、次に移りましょう。水関係の先生、お願いします。

○顧問 細かい点ですが、方法書380ページに水質の調査地点の図があります。その中の水質⑤という地点ですが、前ページの選定根拠を読むと、「図中には河川は示されていないものの、現地を確認したところ、平水時でも調査が必要な一定の水量の確保は可能である」と書かれています。そこで確認ですが、この水質調査⑤という地点の右上に水質⑧という調査地点がありますが、この水質⑤から水質⑧に設定されている河川につながるような沢筋があるということでしょうか。

○事業者（日本気象協会） 現地を確認してきたのですが、水質⑧のところから市中の川の状況になります。それぞれずっと上っていきまして、御指摘の水質⑤のところになりますと、水量も本当に少ない、沢のようなところでございまして、水量はあまり流れていないのかという話はいたします。

○顧問 基本的には、水質⑧のほうに流れていくような沢筋ですね。

○事業者（日本気象協会） そのとおりです。

○顧問 分かりました。そうすると、発電所の対象事業実施区域の中を縦断するような感じで沢筋があるということですか。

○事業者（日本気象協会） そうですね。この水域の中に、風車としては4～5基ぐらい入ってくる可能性はございます。

○顧問 分かりました。

○顧問 ほかはいかがでしょうか。

○顧問 補足説明資料、ありがとうございました。補足説明資料の5番で、図が3ページにあります。2か所、コンクリート基地の候補を設定していただきました。沿道①と沿道②のところに調査地点を設けていただいていますので、どちらから出発しても、あるいは両方から出発しても、沿道①、沿道②はそのルートに当たるということで、了解いたしました。

質問ですが、沿道①からさらに上の方の牧場までの道、それから、沿道②は主要地方道15号というところの沿道になっていますが、それより上の方は私有地か何かになって

いるのでしょうか。

○事業者（エルゴジャパンエナジー） 基本的には、林道及び球磨村村道でございます。
沿道①から上がってくるのが林道になっておりまして、沿道②から上がってくるのが球磨村村道です。

○顧問 分かりました。区切りをちゃんと書いていただいているので、ここまでが地方道で、ここまでが県道ということが分かったのですが、その間が何だろうというのが分からなかったので、質問してみました。

○事業者（エルゴジャパンエナジー） 申しわけございませんでした。

○顧問 それから、準備書に進まれるときに、方法書の375ページに調査地点の設定根拠というところがあるのですが、設定根拠のところ、沿道②という調査地点が面している道路の種類と路線名を、それから、できれば車線数、こういったものを入れておいていただければいいと思います。

○事業者（日本気象協会） 今御指摘頂いた点につきましては、準備書で記載するよういたします。

○顧問 ありがとうございます。

○顧問 そのほか、いかがですか。よろしいでしょうか。一通り御意見が出たということで、補足説明資料にのっとして準備書に向けて準備を進めていただけたらと思います。それでは、ここで閉めさせていただきます。事務局にお返しします。

○経済産業省 顧問の皆様、御意見、ありがとうございます。事業者におかれましては、今までの御意見等を踏まえまして、次に進んで頂ければと思います。

（４）日本風力エネルギー株式会社「(仮称) 西山風力発電事業」

＜方法書、補足説明資料、意見概要と事業者見解、新潟県知事意見＞

○顧問 それでは、本日４件目、最後になりますが、日本風力エネルギー株式会社、コンサルは日本気象協会、(仮称) 西山風力発電事業の環境影響評価方法書についての議論を始めたいと思います。

では、私の方から最初に口火を切らせていただきますが、この案件については、系統連系はどういう状況になっていますか。

○事業者（日本風力エネルギー） 系統連系は、確保して、補充負担金の１回目も払っている状態です。

○顧問 分かりました。対象事業実施区域の拡大図を補足説明資料の6ページ以降、図1で示していただきまして、ありがとうございました。これで見えていくと、風車に近いところに住居があるというイメージを受けますけれども、騒音関係の先生あたりからいかがでしょうか。

○顧問 補足説明資料、ありがとうございます。補足説明資料の4番、9ページで、「伐採した樹木をどのように処理しますか」ということをお聞きしました。

それから、まだ詳しくは決まっていないということでしょうけれども、伐採木についてはチップ化処理をしていくと書かれていましたので、私からのコメントとしましては、チップ化の際に破砕機というのを使うのですが、これは猛烈な騒音を発生しますので、破砕機の騒音影響が及ばないような場所を十分検討して、注意して行ってほしいということです。これはよろしいでしょうか。

○事業者（日本風力エネルギー） 承知しました。

○顧問 それでは、水関係の先生、お願いします。

○顧問 補足説明資料の30番で、後谷ダムについて調査、予測評価をする必要はありますか、という質問に対して、この調査を追加して検討していただけるということで、どうもありがとうございました。

ダム湖の水質、あるいは、そこに流入してくる上流側の水質を測るというのが基本かと思っているのですが、ここでは、ダムの放水口付近で作業ができそうな場所があるので、そこをまずは検討するというお話ですが、この放水口のところで水質を取るのはどういうイメージなのでしょう。ダム湖の水質を放水される水で代表して取るというイメージなのでしょう。

○事業者（日本気象協会） 今、先生がおっしゃったように、ダム湖の水質を代表するというイメージで、調査地点で今検討しているところでございます。

○顧問 このダムの構造がよく分からないので、どんなところの水を放水しているのかよく分からなかったもので、確認させていただきました。

放水路でも、ここに書かれている主要地方道沿いでも、どちらでも構わないと思いますが、是非ダム湖の水質はしっかり調査しておいていただければと思います。

○顧問 そのほか、いかがでしょうか。

○顧問 同じく濁りのところで、資料の70ページ、28番の質問で、設定根拠について少しコメントさせていただきました。

図9、どうもありがとうございます。図9を見せていただいたので、水質5の地点と砂田浄水場の地点の位置関係がはっきりしました。私はほかの図面で見ていると、大体同じぐらいの位置にあるのかと思っていたら、砂田浄水場の方が少し上流側なのかという感じで、近くにあることは確かなのですが、上流側だということで、水質5の設定根拠の中に砂田浄水場というのをあえて入れていただかなくても結構かと、この図を見て思いました。コメントです。

○事業者（日本気象協会） 承知いたしました。

○顧問 ただ、この図9というのは、浄水場の位置と水質の調査位置を重ねて描いていただいていますので、非常に見やすいと思えました。今後、このような形で描いていただければ、判断するときに分かりやすいと思っています。

○顧問 そのほか、いかがでしょうか。

○顧問 補足説明資料の11ページの図です。国道の場所をありがとうございました。これは私には分かりにくかったのですが、一般国道8号沿いにコンクリート基地があって、一般国道116号を経由して、海の方の一般国道352号線を通って、沿道1、沿道2、沿道3のところを通って対象事業実施区域の中に入っていく、そういうことですね。

それで、116号線をそのまま真っすぐ上がるというルートは今のところ考えていないという解釈でよろしいでしょうか。その辺を聞きたかったので、お願いします。

○事業者（日本風力エネルギー） 風車の輸送機材等々のメインは、一般国道352号線側を通っていくということで計画しておりますので、基本的にはそちらをメインのコンクリートのミキサー車の主要な走行路として考えております。

○顧問 この見方が分からなかったので質問しました。

○顧問 そのほか、いかがでしょうか。大気関係の先生、いかがですか。

○顧問 特に私の方ではありません。

○顧問 造成関係の先生、お願いします。

○顧問 ほかの先生の19番と私の20番と関連するのですが、山地災害危険地区についての重ね図がありますけれども、私の意図のもう1つは、土砂災害特別警戒区域という、どちらかという住宅に近いほうですが、災害というのは住宅がないと指定されないもので、山地の災害というのがそのまま下流の住宅の方に影響するので、水は全部地形でつながっていますから、そういう意味で、重ねていただきたいという意見を申し上げたのです。

ですから、土砂災害警戒区域の図、そして山地災害危険地域の図、それと集水域を重ねると、まず1つは、対象事業実施区域あるいは改変区域そのものが山地災害危険地区に入っていないということは大事なのですが、そこに降った水が結局は土砂災害警戒区域に流れていくわけで、上流の開発が下流のリスクにならないかどうかということをおあらかじめ検討しておく必要があると思います。

ただ、災害というのはもちろん環境アセスの中身ではないのですけれども、めぐりめぐって結局、造成、植生改変、水の濁りと、全部つながっているので、その辺も総合的に含めて検討するという意味でのアセスメントとして理解していただければいいと思います。

そういう意味で、総合的に、水と地形の変化を重ね合わせて検討する。それに、最近はまだ地元ではハザードマップ等もあり、そういう情報も重ねて、今回の造成による環境改変をいかに低減するかを検討していただければと思います。

○事業者（日本風力エネルギー） 承知しました。

○顧問 私の方からですが、生態系でサシバを注目種にしていますけれども、この地形からすると、サシバは谷筋のところをよく使うのではないかと思います。繁殖地等があった場合に、尾根に挟まれて風車に挟まれて繁殖地というケースになると、飛翔に対する影響なども出てくる可能性があるのでは、しっかり注意して飛翔状況を記録しておいていただきたいと思います。

知事意見では、固有種についていろいろ細かい意見が出ていますけれども、これは準備書の段階で答えられるようにしていただければよろしいかと思います。

この風力に対して、長岡風力と併せて、地元ではホットな話題で、結構いろいろ意見が出ているようですので、できるだけ分かりやすい説明資料を作って、地元とのコミュニケーションを図る必要性がありそうですので、準備書に向けて、地元と、自治体と、地元機関と、関係者と、よくコミュニケーションを取るようになっていただけたらよろしいかと思います。

○事業者（日本風力エネルギー） 承知しました。

○顧問 住民意見の中で、低周波音が地盤から来ると書かれている方がいらっしゃるのですが、どうしてそんなふうに考えているかという根拠のようなものは、事業者の方は聞かれていますか。

○事業者（日本風力エネルギー） 根拠ということでは伺ってはいません。

○顧問 風もないのに家ががたがたするというように書かれているみたいですが、「空気伝搬振動」という言葉もあるのです。昔は、低周波音というのは「低周波空気振動」という名称を与えられていて、強い音波だと建物を揺らすということなのです。地元の方は恐らく、風もなく音もないのがたつくというのは地盤のせいだと言われていたようですけれども、これはそんなことはないということを書いておいていただければいいと思います。そんなふうにしてあるのかな。こういう意見への回答は難しいですね。

○事業者（日本風力エネルギー） そうですね。そのように書いています。

○顧問 できるだけ風評をつくらないようにお願いします。

○事業者（日本風力エネルギー） ありがとうございます。

○顧問 県知事意見の方で、「粉じん等について」という意見がついているのですが、これは一般的な意味で言われているのか、それとも、何か懸念材料がありそうなのでしょうか。

○事業者（日本風力エネルギー） 事業者としては、特に根拠があるというふうには考えておらず、恐らく町の方の意見に書いてあったものをそのまま載せているのではないかと推察しております。

○顧問 私も、工事現場から民家の距離とか、その周辺の道路状況をグーグルマップのストリートビュー等で見ていますが、そんなに問題がありそうとは思いませんでした。

○顧問 補足説明資料の5番で、環境改変の状況についてお尋ねしたのですけれども、最後に、「事業地内での切り盛りバランスは必ずしも環境影響を低減させるとは限らない」と申し上げているのですが、大体どの事業者も100%、「事業地内で切り盛りバランスを取ります」と書かれているのです。

そのことが環境影響を一番低くすると信じられているのかどうか分かりませんが、一方的な馬の背のような尾根の場合、尾根を切土して、それで必ず土が余るのですけれども、それを盛土する場所が、谷埋め型の場所があれば別ですが、大体斜面しか残っていないですね。そういうところに盛土すると、そのまま地滑りを起こす恐れもすごく強くなるので、安定的に盛土できる場所があれば別ですけれども、切り盛りバランスをすることを最初にアプリアリに決めてしまっていると、その辺の代替案が出なくなるので、そういう意味で、これを付け加えました。よろしくお願いします。

○事業者（日本風力エネルギー） 承知しました。

○顧問 よろしいでしょうか。それでは、一通り御意見が出たということで、閉めても

よろしいでしょうか。

では、西山風力発電事業についてはこれで閉めさせていただきます。準備書に向けてしっかり調整していただきたいと思います。では、事務局にお返しします。

○経済産業省 事業者の皆様におかれましては、今まで頂きました御意見等につきまして、準備書に向けて御対応いただければと思います。

長時間にわたり御審議頂きまして、ありがとうございました。

それでは、本日は、これを持ちまして風力部会を終了させていただきたいと思います。

<お問合せ先>

商務情報政策局 産業保安グループ 電力安全課

電話：03-3501-1742（直通）

FAX：03-3580-8486